

平成 22 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成 22 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表 1 中で下線が付されていない県については、同表に掲げる金額とし、下線が付された都道府県（利用可能な直近の平成 20 年度データに基づく生活保護水準との乖離額から、平成 21 年度の地域別最低賃金引上げ額を控除してもなお生活保護水準を下回っている都道府県）については、以下に掲げる金額と、表 1 に掲げる金額とを比較して大きい方の金額とする。

- (1) 表 2 中の下線が付されていない都道府県（昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降も引き続き乖離額を解消することとされていた都道府県）については、原則として、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、昨年度において乖離額を解消するための期間として同審議会が定めた予定解消年数（以下「予定解消年数」という。）から 1 年を控除した年数（以下「乖離解消予定残年数」という。）で除して得た金額とする。ただし、そうした場合に、今年度の引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるケースや、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては、当該金額を原則としつつ、同表の C 欄に掲げる乖離額を乖離解消予定残年数に 1 年を加えた年数で除して得た金額も踏まえて、地方最低賃金審議会において審議を行うものとする。
- (2) 表 2 中の下線が付された県（昨年度に乖離額を一旦解消したが、最新のデータに基づいて比較を行った結果、新たに乖離額が生じた県）については、それぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、当該乖離額を解消するための期間として地方最低賃金審議会で定める年数で除して得た金額とする。

(表 1)

ランク	都道府県	金額
A	<u>千葉、東京、神奈川、愛知、大阪</u>	10円
B	<u>栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島</u>	10円
C	<u>北海道、宮城、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡</u>	10円
D	<u>青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</u>	10円

(表 2)

都道府県	平成 20 年度データ に基づく乖離額 (A)	平成 21 年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	残された乖離額 (C) (=A-B)
北海道	50 円	11 円	39 円
青森	9 円	3 円	6 円
宮城	23 円	9 円	14 円
秋田	8 円	3 円	5 円
埼玉	27 円	13 円	14 円
千葉	10 円	5 円	5 円
東京	65 円	25 円	40 円
神奈川	70 円	23 円	47 円
京都	32 円	12 円	20 円
大阪	31 円	14 円	17 円
兵庫	22 円	9 円	13 円
広島	22 円	9 円	13 円

- 2 (1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成 16 年 12 月 15 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「雇用戦略対話における最低賃金の引上げに関する合意（平成 22 年 6 月 3 日 雇用戦略対話第 4 回会合）を踏まえた」調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

- (2) 昨年度の地方最低賃金審議会において、今年度以降も引き続き乖離額を解消することとされていた都道府県については、今年度の解消額は、これまでの公益委員見解で示した考え方に基づけば、本来、最新のデータに基づいて算出された乖離額を、乖離解消予定残年数で解消することを前提に定められるものである。

しかし、最低賃金と生活保護の比較について、最新のデータに基づいてこれを行った結果、昨年度の地方最低賃金審議会において最低賃金が生活保護水準を下回っているとされた都道府県の大部分において、乖離額が昨年度と比較して拡大するといった状況が見られるところである。

このため、最低賃金額は、労働者の生計費なканずく生活保護のみによって定められるのではなく、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきであることにかんがみ、各地域の経済・企業・雇用動向等の実態を踏まえ、今年度においては、上記のこれまでの公益委員見解で示した考え方に基づく解消方法を見直すことも

やむを得ないものとする。

具体的には、今年度の解消額の目安については、乖離額を乖離解消予定残年数で除して得た金額を原則とすることが適当である。ただし、そうした場合に、今年度の引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるケースや、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては、当該金額を原則としつつ、乖離解消予定残年数に1年を加えた年数で除して得た金額も踏まえて、地方最低賃金審議会において審議を行うことが適当である。

- (3) 上記の見直しに伴い、残された乖離額を解消するための期間について、昨年度の地方最低賃金審議会の答申において、原則として今年度で乖離額を解消としたケース（埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）のうち、今年度で乖離額を解消とした場合、引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるものや、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすと考えられるものについては、乖離解消予定残年数に1年を加えた年数までと見直すことが適当と考える。

一方、昨年度の地方最低賃金審議会の答申において、昨年度で乖離額を解消としたケース（秋田、千葉）については、今年度新たに発生した乖離額について、これまでの公益委員見解で示した考え方を踏まえると原則として2年以内で解消することになるが、できるだけ速やかな解消を図ることが適当と考える。

なお、具体的な解消期間については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。

- (4) また、今後の最低賃金と生活保護の具体的な比較については、その時点における最新のデータに基づいて行うことが適当と考える。ただし、解消すべき生活保護との乖離額が年々大きく変動するという問題については、別途対応を検討することが適当である。
- (5) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。